

第9期計画のサービス量見込みについて

- | | |
|--------------------------------|------|
| ①(参考)第9期介護保険制度改正について | P1 |
| ②第9期計画 施設整備方針 | P2～3 |
| ③第5～8期計画の利用者数の推移と第9期計画の見込みについて | P4～7 |

「一定以上所得」(2割負担)の判断基準について

社会保障審議会 介護保険部会 (第107回)	資料 2
令和 5 年 7 月 10 日	

社会保障審議会介護保険部会 意見書 (令和 4 年 12 月 20 日)

(「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準)

- こうした議論を踏まえ、「一定以上所得」(2割負担)の判断基準について、後期高齢者医療制度との関係、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得ることが適当である。
- 「現役並み所得」(3割負担)の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行うことが適当である。

(1号保険料負担の在り方)

- 介護保険制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要であり、負担能力に応じた負担の観点から、既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行うことが適当である。
- 具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得ることが適当である。

(※) 次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論

朝日新聞デジタル > 記事

医療サイト 朝日新聞アピタル トップ 記事一覧 連載

介護保険料、高所得者の負担増案を大筋了承 2割負担拡大には慎重論

有料記事

掲載日 2023年11月6日 20時20分



約4カ月ぶりに再開された厚生労働省社会保障審議会介護保険部会では、介護保険の負担増に向けた議論を行った。2023年11月6日、東京都港区虎ノ門1丁目、掲載順一撮影



介護保険制度の負担増に向けた議論が6日、厚生労働省の社会保障審議会(厚労相の諮問機関)で本格化した。65歳以上の介護保険料について高所得者は引き上げ、低所得者は下げる案が大筋了承されたが、**利用料2割負担の対象拡大案には慎重論が多く、引き続き議論することになった。**

負担増の検討項目は、①利用料を2割負担する対象の拡大②65歳以上の高所得者の保険料引き上げ③介護老人保健施設などの多床室室料の全額自己負担化——の3点。いずれも昨年末に結論を出す予定だったがいったん今夏に先送りされ、さらに年末まで延ばされた。

介護職賃上げ月6000円、24年2月から 人材確保へ厚労省

経済 + フォローする

2023年11月7日 20:31

厚生労働省は2024年2月から介護職員1人あたり月6千円の賃上げを実施する方針だ。介護を担うことができる看護補助者も対象とした補助金を支給し、来春以降は介護サービスの公定価格である介護報酬のプラス改定を視野に手当とする。賃金の低さから介護人材の流出が続いており、処遇改善を急ぐ。

2日に閣議決定した政府の総合経済対策に介護職の賃上げを盛り込んでおり、関連経費を23年度補正予算に計上する。補助金の支給は、介護の各事業所が都道府県を通じて賃上げ計画を提出することで受けられる。実績報告が求められ、要件を満たさない場合は返還しなければならない。

賃上げは24年2月から当面は補助金で対応し、**来春以降は介護報酬の改定で実施する。**報酬の引き上げ率は年末にかけての予算編成過程で固める。金額としては月6千円の賃上げ維持もしくは拡大をめざす。政府・与党内で調整が進む。

介護職員の平均月収は全産業平均を下回る



第9期群馬県高齢者保健福祉計画(令和6～8年度)

特別養護老人ホーム整備方針(案)について

群馬県介護高齢課

○ 第9期計画における特別養護老人ホームの整備方針(案)

特養を取り巻く環境

・特養は、①低所得者等が年金等の収入により入居が可能②一定のサービスの質が保証され③中重度者や看取り対応等の医療的ニーズがある者の入居が可能④地域住民の福祉の拠点となる等の役割を果たしており、民間による有料老人ホーム等の入所系サービスの整備量は増加しているものの、一定の必要性はある。

・高齢者の増加に伴い、要介護度3以上の認定者数は今後も増加が見込まれる中で、特養の申込者(待機者)は減少している。

・申込者数の減少に伴い、地域差はあるが概ね7ヶ月以内に入所が可能。

・県内特養の約14%(令和5年の暫定値は約21%)の施設では、定員に対して1割以上の空床がある。

・人材確保が困難となっており、新設の整備をしても定員どおり開所できないことが懸念される。



必要量のうち、一定量は既存施設の空床を活用することでまかなえる。

第9期計画における特別養護老人ホームの整備の方向性(案)

第8期計画の整備に当たっての考え方

- ①広域型特別養護老人ホームの整備については、特別養護老人ホームの主な対象者となる80歳以上人口は2035年をピークに減少に転ずることが推計されており、入居申込者数が減少していることも踏まえ、第8期計画においては、原則、県所管分については整備を控えることとします。
- ②住み慣れた地域で施設サービスを受けられるよう、地域密着型特別養護老人ホームの整備を進めます。その際には、本体施設と連携したサテライト型施設の活用についても検討します。

以上の第8期計画の考え方は基本的には継続するものの、地域の実態等を踏まえて、以下のとおり変更する。

- ・第8期では上記②に関して「本体施設と連携したサテライト型施設の活用についても検討します。」としていたが、第9期では、この表現を記載しないこととする。
- ・広域型特養併設のショートステイにおいて、長期利用が行われているなど、事実上特養化しているベッドについては、地域の実情等に応じて特養への転換を認めることとする。(新規整備計画とは別に管理する)
- ・市町村等と連携して、空床状況の把握など、既存施設の有効活用に取り組むこととする。

群馬県の整備方針を踏まえた、本市における第9期計画の
特別養護老人ホーム等整備計画

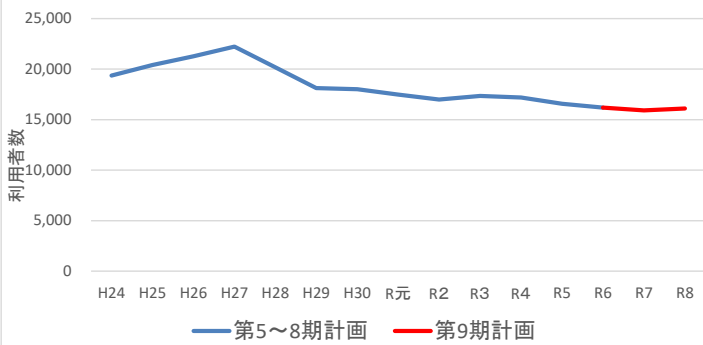
介護度が高い高齢者のニーズに応えるため、特別養護老人ホームの整備とともに、要介護者に併せて要支援者も利用できる特定施設入居者生活介護の施設整備を推進します。また、退院直後の在宅療養生活へのスムーズな移行支援のため、地域における多様な療養支援を行う看護小規模多機能型居宅介護事業所や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定などを検討します。

【目標】

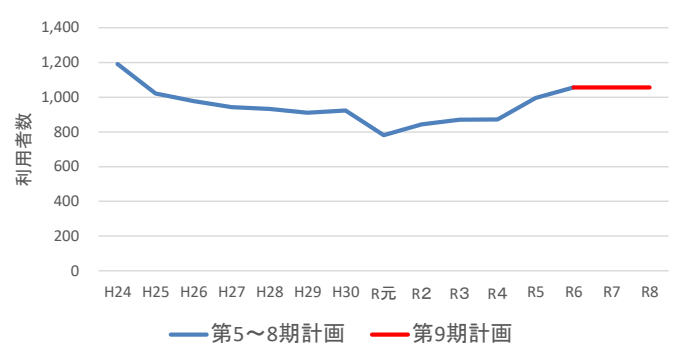
区分	既存整備済 施設	第9期計画期間		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		広域型施設等		
特別養護老人ホーム	施設数	15	1	2
	創設・転換		転換	転換
	床数	1008	20	20
特定施設	施設数	5	1	1
	床数	203	50	50
地域密着型サービス				
特別養護老人ホーム	施設数	3		2
	創設・増床			創設
	床数	69		58
認知症対応型共同生活介護	施設数	23	2	1
	定員	225	18	9
小規模多機能型居宅介護	施設数	8		1
	定員	208		29
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	4		1
	定員	101		29
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	1		1

居宅サービス利用者数の傾向

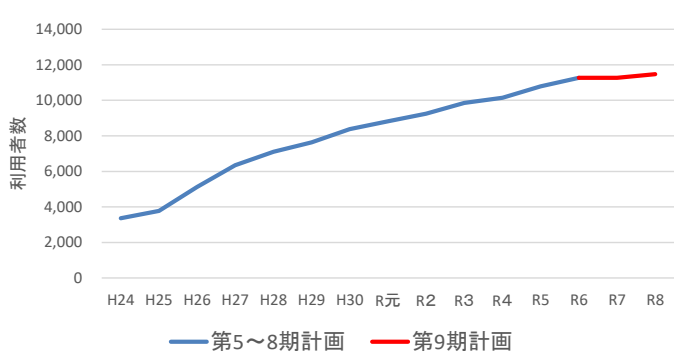
(1) 訪問介護



(2) 訪問入浴介護



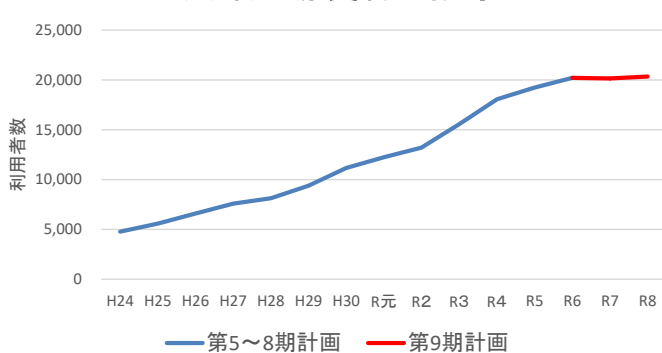
(3) 訪問看護



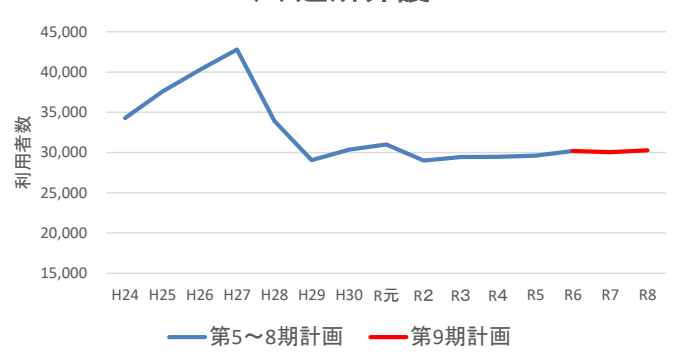
(4) 訪問リハビリテーション



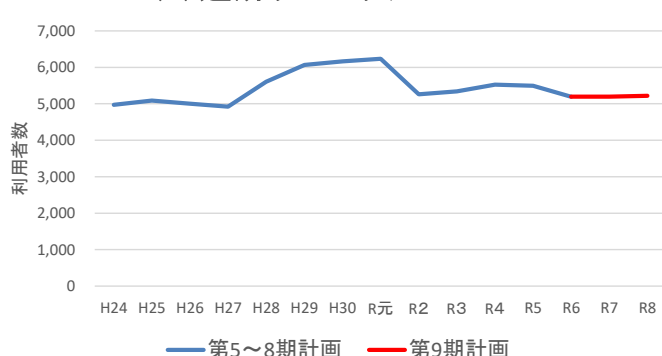
(5) 居宅療養管理指導



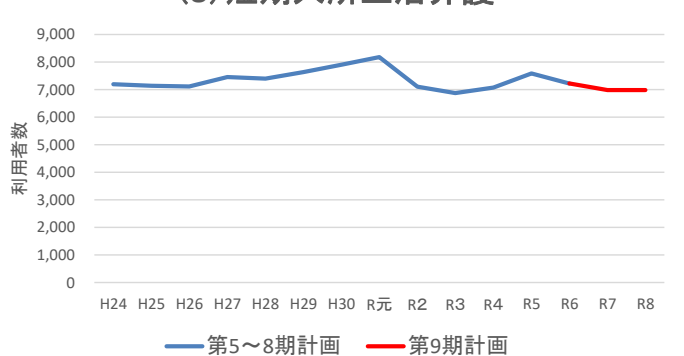
(6) 通所介護



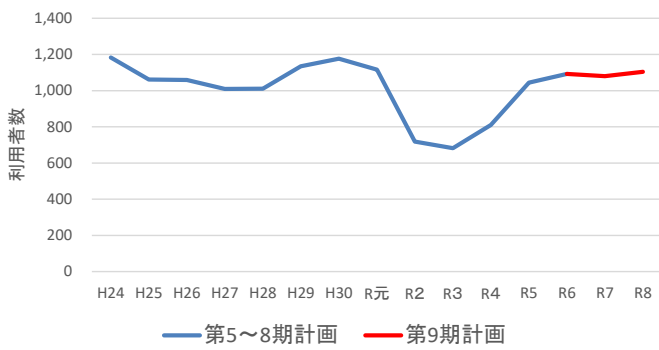
(7) 通所リハビリテーション



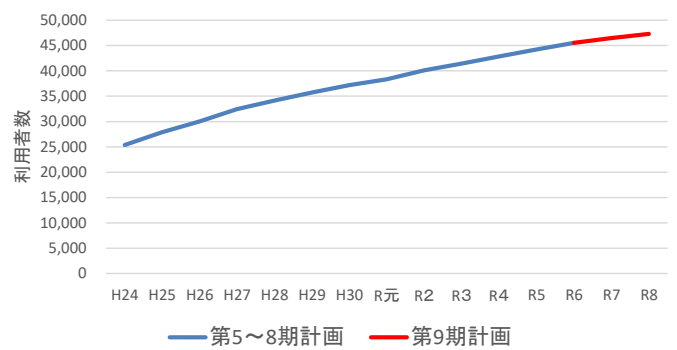
(8) 短期入所生活介護



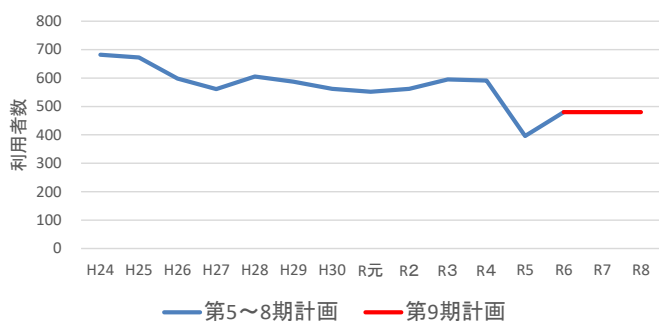
(9)短期入所療養介護(老健)



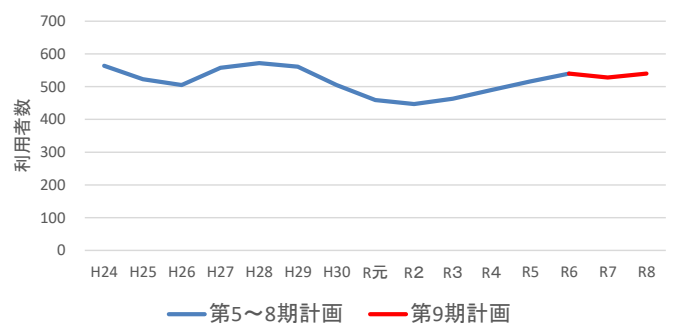
(10)福祉用具貸与



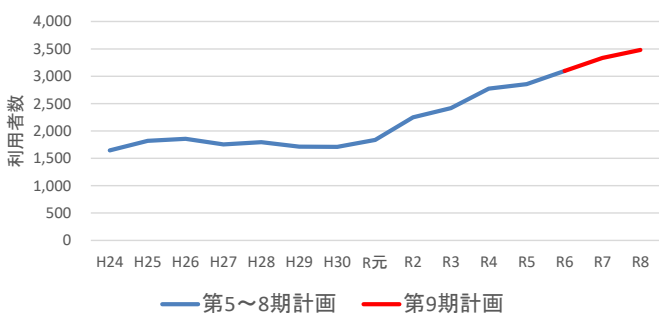
(11)特定福祉用具販売



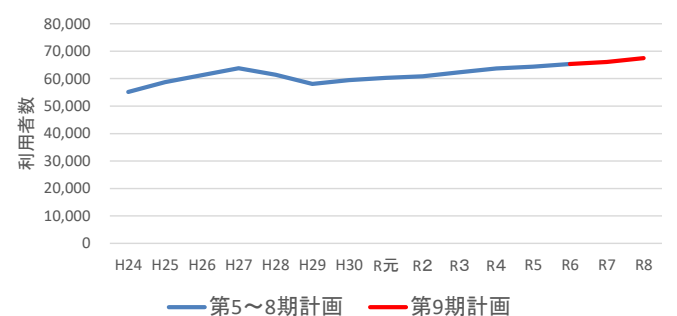
(12)住宅改修



(13)特定施設入居者生活介護

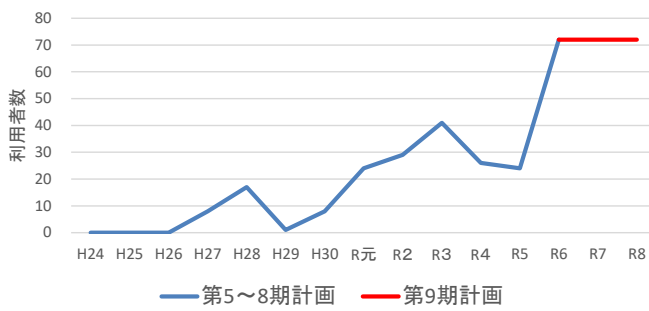


(14)介護予防支援・居宅介護支援

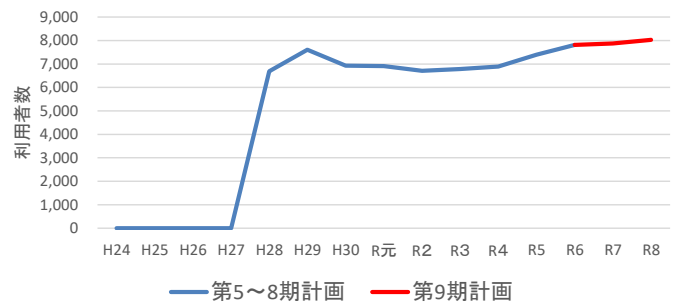


地域型サービス利用者数の傾向

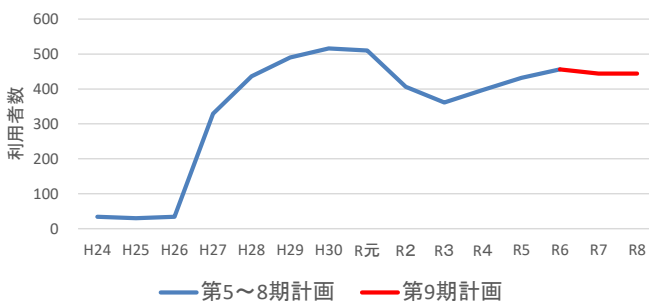
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



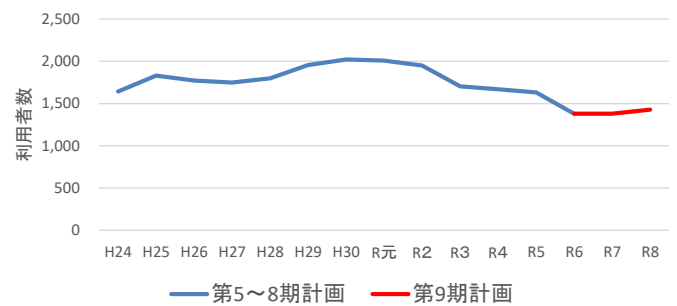
(3) 地域密着型通所介護



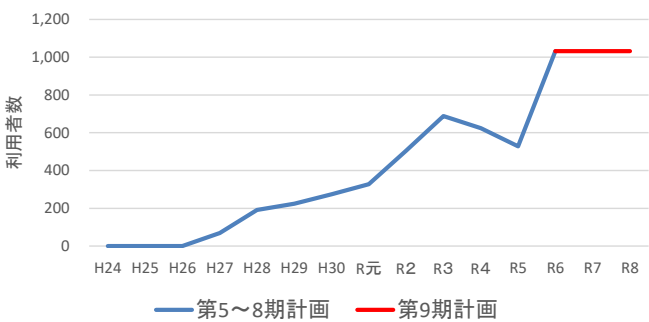
(4) 認知症対応型通所介護



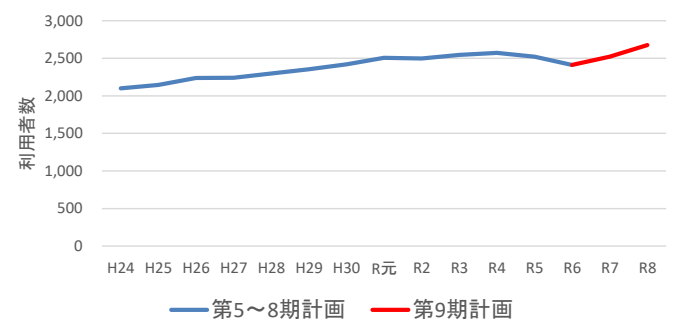
(5) 小規模多機能型居宅介護



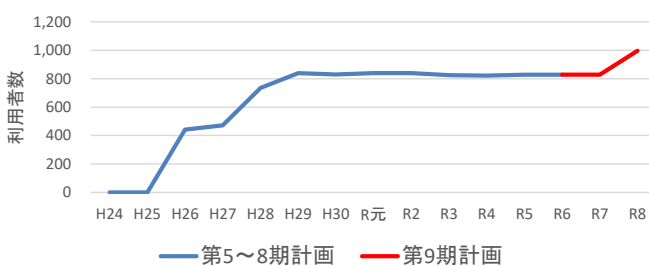
(6) 看護小規模多機能型居宅介護



(7) 認知症対応型共同生活介護

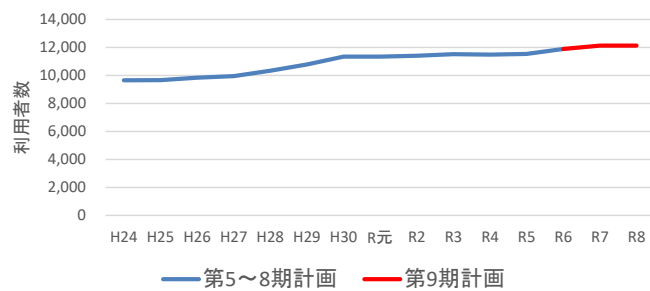


(9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

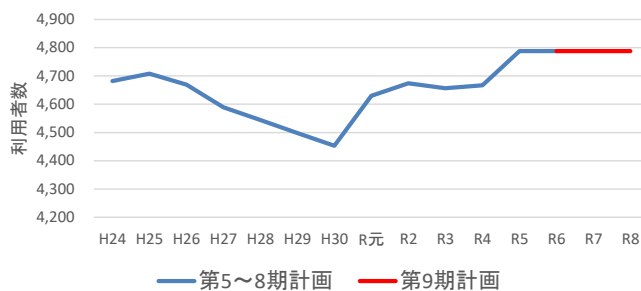


施設サービス利用者数の傾向

(1) 介護老人福祉施設



(2) 介護老人保健施設



(3) 介護医療院

